

大阪府 富田林市

担当課: 健康推進部 健康づくり推進課
〒584-0082
富田林市向陽台一丁目3番35号
TEL: 0721-28-5520
FAX: 0721-29-7760

本市のデータ

(1) 面積 39.72km²

(2) 人口・世帯数

平成30年度（2018年度）3月末

総数	男性	女性	世帯数
111,628人	52,864人	58,764人	51,099

(3) 沿革 昭和25年（1950年）4月 市制を施行

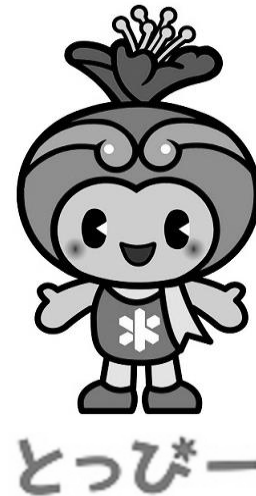


本市の概要

大阪府の東南部に位置する富田林市は、自然と歴史に恵まれたまちです。市の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くからまちが開けたところで、特に寺内町には歴史的に貴重な町並みが残されています。

一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれています。また、西部丘陵地域は、計画的に開発の進んだ環境水準の高いニュータウンとなっています。

昭和25年（1950年）4月に人口約3万人余で、大阪府下16番目の市として産声を上げた本市は、都市化の進展とともに成長を続けています。



支援に向けての取り組み状況

<対策の方針・目標>

平成31年（2019年）3月に「富田林市自殺対策総合計画」を策定しました。計画では、既存の事業を最大限に活かしつつ、関係機関及び本市関係部署との連携をより一層強化し、「誰も自殺に追い込まれることのない富田林市」の実現をめざしています。

本計画の期間は平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間としています。本計画における目標は、平成35年（2023年）の自殺死亡率为10.00以下とします（平成27年（2015年）の自殺死亡率18.11の、およそ44%の減少）。

目標値	平成27(2015)年	平成35(2023)年
自殺死亡率の減少 (人口10万対)	18.11	10.00

<具体的な取組み>

【いのちを支える自殺対策における取組】 ～基本施策～

基本施策

1

地域におけるネットワークの強化

行政、関係団体、民間団体、企業、市民等の地域におけるネットワークを強化し、既存のさまざまな分野での取組の推進や地域での見守り支援の拡大等を図ります。

- ①庁内・庁外における連携・ネットワークの強化
- ②地域における連携・ネットワークの強化

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
自殺対策連絡会議の開催	毎年2回	現在も2回実施していますが、今後は連携をより強化するため内容を充実させ引き続き毎年2回実施します。

基本施策

2

いのちを支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対し、より多くの人々が、早期に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担えるよう養成に努めます。

- ①自治体職員を対象とする研修の充実
- ②関係機関（自治体職員以外）を対象とする研修の充実
- ③市民を対象とする研修の充実
- ④自殺対策従事者や関係者の心のケアの強化



成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
ゲートキーパー養成研修開催回数	毎年8回以上	現在は自治体職員、関係機関や市民へ毎年3～4回実施していますが、8回以上の実施を目標とします。

基本施策

3

市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」こと、危機に陥った場合には「誰かに援助を求める」ことが適切です。その認識が社会全体で共有されるよう、普及啓発活動を積極的に行います。

- ①こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発の強化
- ②メディア等を活用した啓発活動の充実

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
啓発リーフレットの配布枚数	毎年2,000枚	小中学校の出前講座、妊娠届出時、各種がん検診等の機会に配布します。

基本施策

4

生きることの促進要因への支援

さまざまな分野において「生きることの阻害要因」を減らす取組や、「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

- ①相談体制と相談窓口情報の充実
- ②安心・安全なまちづくりの促進
- ③子ども・若者への支援及び居場所づくりの充実
- ④妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実



成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
こにちは赤ちゃん訪問実績	97%	平成29(2017)年度の実績は95.5%であり、本計画の目標として97%をめざします。
育児支援家庭訪問利用世帯数	毎年20世帯 (実数)	平成29(2017)年度の実績は17世帯であり、本計画の目標として20世帯をめざします。

基本施策

5

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に、先生や保護者以外の大人にも相談ができるよう、学校を通じてSOSの出し方に関する教育を実施します。

- ①SOSの出し方に関する教育の充実
- ②SOSを出しやすい環境づくりの強化

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
小学生向け人権擁護委員による「人権教室」実施回数	毎年4回以上	現在毎年2回実施していますが、4回以上の実施を目標とします。
中学生向け保健師による「いのちの教育」実施回数	毎年4回以上	現在毎年3～4回実施していますが、4回以上の実施を目標とします。

<具体的な取組み>

【いのちを支える自殺対策における取組】 ～重点施策～

重点施策

1

高齢者対策

高齢者と高齢者を支える家族・介護者等に対する支援を強化し、社会的に孤立することを防ぎます。また、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための施策の推進を図ります。

- ①相談体制と相談窓口情報の充実
- ②高齢者を支える人材育成の強化
- ③包括的な支援のための連携の推進
- ④社会参加の促進と孤立・孤独の予防
- ⑤生活不安を抱える高齢者に対する生活支援の充実



成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
認知症サポーター養成講座 の受講人数	のべ2,873人 平成31(2019)年～平成 35(2023)年の受講人数の合計	平成35(2023)年までに人口の12%相当の人が受講することをめざします。

重点施策

2

生活困窮者対策

生活困窮の背景としては多様な問題を複合的に抱えていることが多いことを踏まえ、関係部署が連携しながら包括的な生きる支援を図ります。

- ①相談支援の充実
- ②ハイリスク者に対する個別支援の充実

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
生活保護受給者等就労自立促進事業 による就職者数	毎年36人	平成30年度実施計画による目標数を基にしています。内訳として、生活保護受給者30人、生活困窮者2人、児童扶養手当受給者2人、住居確保給付金受給者2人となります。

【生きる支援関連施策】

基本施策や重点施策の中での取組だけでなく、既存の取組や事業に自殺対策の視点を加えることで、より包括的・全庁的に自殺対策を進めます。

